

## 平成24年度 第12回 教育研究評議会議事概要

日 時 平成24年10月30日(火) 12:00~12:30  
場 所 事務局特別会議室  
出席者 別紙のとおり

### 議 題

#### 1. センター再編等に伴う平成24年11月1日付け人事異動について (議題1の別紙)

理事(企画・教育研究・附属学校担当)から、学長付准教授を福祉社会教育講座の准教授にすることについて、別紙に基づき、説明があった。

評議員から、今後、教員を学長付けとする人事が生じない運営をしてほしいとの要望があった。

審議の結果、了承し、役員会へ付議することとした。

#### 2. 平成25年度以降の学芸員養成課程について (議題2の別紙)

学長から、平成25年度以降の学芸員養成課程の取扱いについて、別紙及び資料に基づき、説明があった。

評議員から、以下のような意見等があった。

- ①今回の決定は、継続的に有効なものとなるのか。
- ②平成24年度入学生は、学芸員資格が取得できると説明されて入学しているのに88,000円の個人負担は大きく、納得できるか疑問である。
- ③少人数しか受講しないからといって、授業を廃止していくのは、学生サービスの観点から疑問である。将来的には、本学での講座開講復活を希望する。
- ④入学前の案内で、学芸員資格を取得するためには、放送大学の科目を学生が自己負担して受講する必要があることを事前周知していないことは、問題にならないか。

学長から、以下のような説明があった。

- ①この決定に基づき、放送大学と単位互換協定を締結し、放送大学の科目利用による学芸員養成課程を文部科学省へ申請、認定を受けることになるので、科目の変更が生じない限り継続的に有効であり、見直しは実績を考慮して行うことになる。
- ②放送大学の科目授業料を大学負担とした場合、事前支払いが必要だが、学生が途中で単位取得をあきらめた場合の損失が大きく、事前払いはできないし、事後に学生へ費用補填するような規則もない。また、副免実習・インターンシップを全額自己負担で行っていることから、本件も受益者負担がよいと判断した。
- ③資格取得希望者及び学芸員としての就職者は、実績として少ないため、放送大学を利用するとの判断となったが、今後増加した場合は、非常勤講師による開講も検討する余地はある。
- ④副免実習、インターンシップについても、別途経費の学生負担が必要であるが、特段個別に広報していないことから、本件も問題となるとは考えていない。

学長から、今回の教務委員会決定では、経費負担など取扱いが未決定であり、また、将来的な学内開講の要望が付されていたため、経費的資料を添付し、役員会決定(案)を作成・付議したが、できればここまで、教育学部長の下で整理し、議題提出できないか検討してほしい旨、発言があった。

教育学部長から、教授会の審議事項は教育研究についてであり、経費関連については経営に関することなので、教務委員会では検討できないと考え、「要望」として記載しているが、今後、経営的な数値を参考資料として添付することについて検討するとともに、決定事項と要望事項を区

別して記載する工夫を行う旨，発言があった。

審議の結果，了承し，役員会へ付議することとした。

## その他

### 1. 次回の開催日程について

次回の会議を，平成24年11月16日（金）14：30～，事務局特別会議室で開催することとした。

## 説明資料等

議題 1 の別紙  
議題 2 の別紙  
議題 2 の資料

- ・センター再編等に伴う平成 24 年 1 月 1 日付け人事異動について
- ・平成 25 年度以降の学芸員養成課程について（案）
- ・参考資料